

支給認定の申請及び利用申込みに係る提出書類について (提出期限 令和7年2月7日(金)まで)

※関係書類など提出が遅れる場合は、その旨ご連絡ください。

支給認定の申請を希望する方は、下記の「☆支給認定の申請に必要な書類☆」の中に記載されている、該当する書類をすべて提出してください。

ただし、1号認定の申請を希望する方は、下記の「保育の必要性を証明する書類」の提出は不要となります。

☆支給認定の申請に必要な書類及び提出先☆

提出書類		説明	1号	2・3号
(1) 支給認定(現況届)兼保育の利用申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)		申込児童1人につき1枚	○	○
・健康保険証(写)		被保険者の確認を行うため、児童と同一住所であるすべての方の健康保険証を持参してください。	○	○
保育の必要性を証明する書類	(2) 就労証明書 (3) 事業状況申告(証明)書	保育の必要性の事由が、「 <u>就労</u> 」に該当する方が対象です。		○ 該当する書類全て
	・母子手帳(写)	保育の必要性の事由が、「 <u>妊娠・出産</u> 」に該当する方が対象です。		
	・各種障害者手帳(写) ・診断書	保育の必要性の事由が、「 <u>保護者の疾病・障がい</u> 」に該当する方が対象です。 ※診断書を提出される方は、診断名、病気等の状況(入院中、通院加療中等)、入院期間又は安静が必要となる期間等の目安について診断書の発行機関へ記載を依頼してください。		
	(4) 介護・看護状況等申告書	保育の必要性の事由が、「 <u>親族等の常時の介護・看護等</u> 」に該当する方が対象です。		
	(5) 求職活動状況申告書	保育の必要性の事由が、「 <u>求職活動</u> 」に該当する方が対象です。		
	(6) 就学状況申告書 ・在学証明書 ・受講証明書	保育の必要性の事由が、「 <u>就学・職業訓練</u> 」に該当する方が対象です。 ※提出される書類の名称が、左記と異なる場合は、左記の内容に類する証明書類で差し支えないものとします。		
	・育児休業を証明できる書類 (2) 就労証明書など	保育の必要性の事由が、「 <u>育児休業</u> 」に該当する方が対象です。 ※育児休業を取得している期間、就労復帰日又は就労復帰予定日等が証明できる書類をご提出ください。		
	※上記に該当しない方は、沼田町役場保健福祉課までお問合せください。			
提出先	沼田町役場 保健福祉課 子育て支援推進室 電話 0164-35-2120 / FAX 0164-36-2005			